

I 工場立地法の概要

図表 1 工場立地法の概要

1 目的

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行うことを通じて、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

2 届出対象工場（特定工場）

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱、太陽光発電所は除く）
（工場立地法施行令第1条）

規模：敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上（工場立地法施行令第2条）

3 制度の仕組み

届出（法第6条等）：新設・変更に関する届出義務

届出は工事の90日前が原則（法第11条第1項）だが、短縮措置あり（法第11条第2項）

※川崎市においては30日前までの短縮措置あり



工場立地に関する準則の公表（法第4条、第4条の2）

1. 敷地面積に対する生産施設の面積の割合の上限 30～65%

（業種によって30、40、45、50、55、60、65%のいずれかになる。）

2. 敷地面積に対する緑地面積の割合の下限 20%

（地方自治体が独自の割合を設定できる幅→（+10%、-15%）

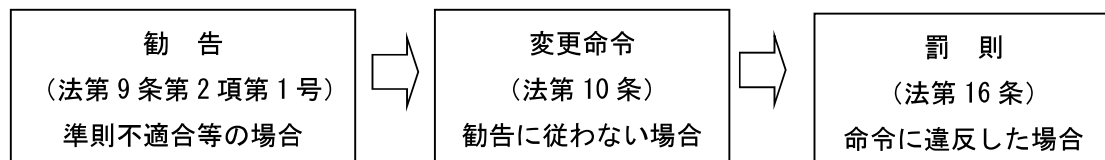
本市では工業専用地域 15%、それ以外の地域 20%

3. 敷地面積に対する環境施設面積（含む緑地）の割合の下限 25%

（地方自治体が独自の割合を設定できる幅→（+10%、-15%）

本市では工業専用地域 20%、それ以外の地域 25%

※ 既存工場（法施行以前に設置された工場）に対しては、生産施設の変更等の際、逐次緑地の整備を求める措置が設けられている。（P16）



4 届出先

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課

図表2 工場立地に関する準則における工場敷地利用の考え方

